

遺言書作成のすすめ

相談
無料

大切な家族のことを考えて“思い”を形に残しましょう!

遺言書の作成をお勧めしたい方

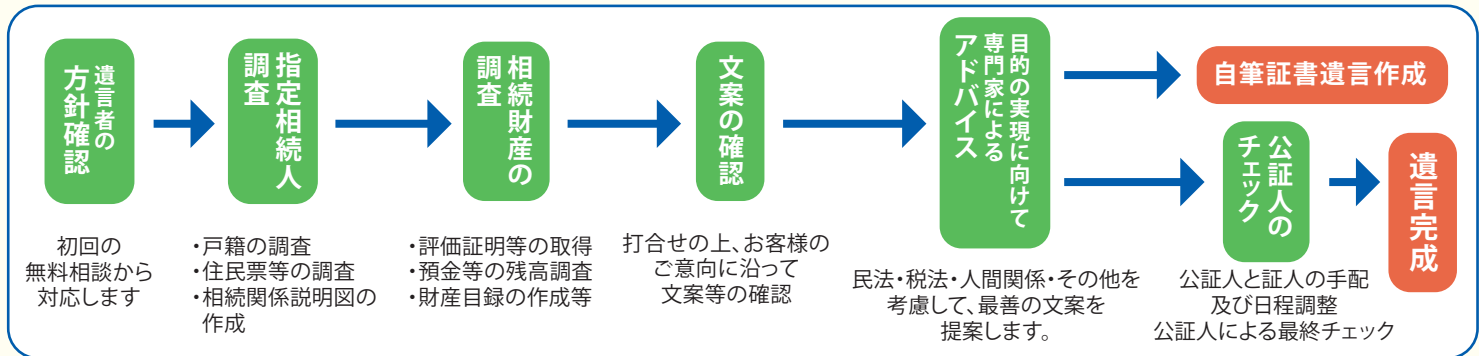
- ✓ 財産の分け方をご自身でお決めになりたい方
- ✓ 結婚をしているがお子様がいない方
- ✓ 再婚をされている方
- ✓ 自分の兄弟や甥姪がご相続人にあたる方
- ✓ 婚姻届を出していない夫婦
- ✓ ご相続人の一人に財産を多く残したい方



遺言書には大きく自筆証書と公正証書があります

	メリット	デメリット
自筆証書遺言 作成費用 5万円~(税別)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が掛らず手軽にできる ・いつでも更新できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言内容の実現が不確実であること (遺言の存在が見つからなかったり、見つかったとしても破棄されるおそれがあるため) ・家庭裁判所の検認が必要 ・検認を経ないで遺言を執行すると、5万円以下の過料に処せられる
公正証書遺言 作成費用8万円~(税別)	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ公証人によりチェックされているため、最も確実に遺言を残すことができる ・開封時の家庭裁判所の検認が不要 ・遺産分割協議が不要 ・公証役場に原本が保管されているので、紛失しない。また遺言書の検索も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が掛かる(公証人手数料) ・内容を公証人と2人の証人(計3人の他人)にも一時的に公開される ※もちろん、証人にも守秘義務が求められます。

遺言書の作成の手順 下記お手伝いを高田司法書士事務所では正確、スピーディーかつリーズナブルに対応します。



すまいるグループ

高田司法書士事務所



▽ 無料相談のご予約はこちら (平日 9:00 ~ 18:00) 土日も承ります。

〒591-8025大阪府堺市北区長曾根町130番地23
堺商工会議所会館1階
TEL 072-253-4567 FAX 072-253-4568



0120-456-762

✉ takada-sihou@abelia.ocn.ne.jp ☞ http://www.souzoku-walk.com/office/